

## 特別養護老人ホーム グリーンランドみずき 利用料金表 《ユニット型個室》

当施設の利用に要する費用は、要介護度によって異なりますが、主に介護サービス費・居住費・食費からなり、介護サービス費は、利用者が1割負担または2割負担、居住費と食費は全額負担であり、月額を目安は以下のとおりです。

### ユニット型個室利用に要する費用

介護度	利用者負担段階	介護サービス費(月額)		居住費 (月額)	食費 (月額)	月額 (1割負担)	月額 (2割負担)	月額計算例 (1割負担) (31日で計算)	月額計算例 (2割負担) (31日で計算)
		1割負担額	2割負担額						
要介護5	第4段階	958円	1,917円	1,970円	1,720円	4,648円	5,607円	144,088円	173,817円
	第3段階			1,310円	650円	2,918円	—	90,458円	—
	第2段階			820円	390円	2,168円	—	67,208円	—
	第1段階			820円	300円	2,078円	—	64,418円	—
要介護4	第4段階	888円	1,775円	1,970円	1,720円	4,578円	5,465円	141,918円	169,415円
	第3段階			1,310円	650円	2,848円	—	88,288円	—
	第2段階			820円	390円	2,098円	—	65,038円	—
	第1段階			820円	300円	2,008円	—	62,248円	—
要介護3	第4段階	817円	1,634円	1,970円	1,720円	4,507円	5,324円	139,717円	165,044円
	第3段階			1,310円	650円	2,777円	—	86,087円	—
	第2段階			820円	390円	2,027円	—	62,837円	—
	第1段階			820円	300円	1,937円	—	60,047円	—

#### ※ 負担限度額区分の説明

区分	説明
第4段階	第1段階～第3段階までに属さない方
第3段階	市民税非課税世帯で、所得金額と課税年金収入額の合計金額が年額80万円超266万円以下の方
第2段階	市民税非課税世帯で、所得金額と課税年金収入額の合計金額が年額が80万円以下の方
第1段階	市民税世帯非課税で高齢福祉年金受給者または、生活保護を受給している方

※食費は一食以上提供した場合に月額を計上します。

※第1段階～第3段階の軽減適用を受けるには、市町村の発行する「介護保険負担限度額認定証」等が必要です。

※利用料は、法令改正や経済情勢等により変更になる事があります。

※外泊・入院時は介護サービス費に変えて外泊加算を算定します

※外泊・入院時も居住費は発生します。介護限度額認定を受けている場合、月6日までは補給給付が支給されますが、7日目移行は全額自己負担となります。

※その他の料金として、理容・美容代、行政手続き代行料金、行事等の費用、立て替え購入代金預かり金管理料、サービス提供記録交付代等

※生活費250円/日・電気料金50円/日  
貴重品預かり等2,000円/月・娯楽費50円/日

#### 入居者に共通して加算される費用(1割負担の額)

加算項目	内容等	月額(円)	日額(円)
日常生活継続支援加算	重度要介護者に対する体制	50	1,550
看護体制加算 I・II	常勤看護師1名以上配置 入居者25に対し1以上	13	403
夜間職員配置加算 II	夜勤職員が最低基準1以上	20	620
栄養マネジメント加算	栄養ケア計画に基づいた栄養管理	15	465
口腔衛生管理体制加算	歯科医師技術的助言・指導に基づく口腔ケア計画	494	1回～2回
介護職員処遇改善加算	所定対数(基本単価+加算単価)に加算率(5.9%)を乗じた単位数		

#### 該当者のみ加算される費用(1割負担の額)

加算項目	内容等	月額(円)	日額(円)
初期加算	入所後30日間算定	32	30日まで
外泊加算	月に6日まで	264	6日迄
経口移行加算	経管栄養から経口摂取へ	30	930
経口維持加算(I)	著しい摂食障害の者	429	1回
経口維持加算(II)	摂食障害の者	108	1回
療養食加算	療養食の提供	20	620
若年性認知症受入加算	個別の担当者による対応	129	3,999
看取り介護加算	死亡日から遡り30日目から4日目まで	155	4,805
看取り介護加算	死亡日の前々日と前日	729	2日
看取り介護加算	死亡した日	1,280	1回
退所前後訪問相談援助加算	2回限り算定	494	1回～2回
退所時相談援助加算	1回限り算定	429	1回
退所前連携加算	1回限り算定	536	1回